

令和6年度 第2回水道局人権行政推進委員会

日時：令和6年4月25日（木）16:00～17:00

場所：局部長会議室及びSkype会議

次 第

議 題

（1）令和6年度における水道局の人権に関する取組について

資 料

令和6年度における水道局の人権に関する取組について

令和6年度における水道局の人権に関する取組について

1 本委員会の運営の在り方

(1) 課題

- ・ 本委員会の運営の在り方（特に幹事会及び所属人権行政推進会議）について、本委員会における設置目的や運営の仕組みを踏まえ、改善を要する点がある。
- ・ 幹事会について、現状、人権行政推進委員会で決定された取組等にかかる全課長級による情報連絡会議になっているが、設置目的を鑑みると、委員会の運営に資するための会議体と位置付けられている。
- ・ 所属人権行政推進会議について、現状、人権行政推進委員会幹事会で共有された取組等に係る各所属管理職による情報連絡会議になっているが、設置目的を鑑みると、各課等において取組を実施していくための会議体と位置付けられている。

(2) 取組の方向性

本委員会等（幹事会及び所属人権行政推進会議を含む。）の設置目的等を鑑み、会議体制や運営方法等について、見直しを行う。

ア 幹事会の体制を見直し

幹事会を、水道局人権行政推進委員会の運営に資するための会議体とするため、次のとおり変更する

- ・ 幹事会のメンバーを各部門から課長級を1名ずつ選定する体制とする。
- ・ 各幹事は、それぞれの部門を代表する委員である所管部長を補佐する役割を担うこととする。
- ・ 各幹事は、それぞれの部門における人権行政推進のための取組を総括するとともに、水道局人権行政推進委員会の開催にあたり事前に協議事項を整理する。

イ 所属人権行政推進会議の運用方法の変更

所属人権行政推進会議を、本委員会の協議事項に基づく人権行政推進のための取組を各所属の業務に取り入れるべく、自主的・自発的に取組について検討・実施するための会議体とするため、次のとおり変更する。

- ・ 各委員は、所管業務に係る各課長等に対し、水道局人権行政推進委員会の協議事項に基づく人権行政推進のための取組について、所属人権行政推進会議を開催し、各所属の業務において当該取組を精力的に実施するための検討を行うよう指示し、当該会議内容について報告を受ける。

ウ 水道局人権行政推進委員会設置要綱の改正

上記ア及びイに整理した運営の在り方にあわせ、水道局人権行政推進委員会設置要綱を改正する。

2 今年度の取組テーマ等

※ 1 の本委員会の在り方に基づけば、事前に幹事会にて協議すべき内容ではあるが、今年度については、取組スケジュール上、今回の委員会にて協議、決定するものとする。

(1) 今年度における課題

(2) 今年度の取組テーマについて

(3) めざすべき状態

(4) 取組の方向性

ア 全部門共通の取組【テーマにかかわらず実施可能】

局内全部門において共通して実施すべき取組として、次の取組を実施する。

- ・職員の意識定着と更なる浸透に向けた人権啓発研修の実施
- ・他都市等先行事例の調査及び周知・啓発

イ 各部門における自主的・自発的な取組【テーマにかかわらず実施手法として】

上記アに加えて、各委員のリーダーシップのもと、所属人権行政推進会議を活用して各所属の業務において実施可能な人権行政推進に係る取組（今年度の取組テーマ）を次のとおり実施する。

- ・各所属における人権行政推進（今年度の取組テーマ）に係る取組について計画書を作成する。
- ・当該計画書に基づき取組を実施するとともに所属人権行政推進会議において進捗を管理する
- ・年度中盤及び年度終盤に、取り組んだ内容について振り返りを実施する。
- ・各委員は、それぞれの部門における各所属の計画書及び取組実施状況等について統括する。

(5) 行動目標

(6) 期待できる効果

(7) 実施スケジュール【テーマにかかわらず】

実施スケジュール（予定）		
上半期	4月	・水道局人権行政推進委員会を開催（4/18）。 ・水道局人権行政推進委員会で取組テーマ等の決定。（4/25） ・水道局人権行政推進委員会設置要綱を改正。
	5月	・水道局人権行政推進委員会幹事会を開催し、各所属における取組方法等を協議。 ・所属人権行政推進会議において所属ごとの取組内容を検討し、各所属における人権行政推進に向けた取組計画書を作成。
	6月	・人権行政推進委員会で各所属における取組計画書を共有
	7月	
	8月	・人権啓発研修の実施（～9月）。
	9月	・人権行政推進委員会幹事会を開催し、中間振返り方法等を協議（取組状況、改善点及び充実する項目がないかの点検） ・各所属における取組について、中間振返りを実施。
下半期	10月	・水道局人権行政推進委員会で取組内容の中間報告。
	11月	・人権週間の周知。 ・トップメッセージの発信。
	12月	
	1月	・人権行政推進委員会幹事会を開催し、振返り方法等を協議
	2月	・各所属における取組について、振返りを実施 ・水道局人権行政推進委員会で取組内容の期末報告。
	3月	

(参考) 第1回委員会の概要

(1) 昨年度の振返り

- ・ 人権問題について、各部門の代表者が責任をもって、よりきめ細かく局業務に反映していくため、要綱に基づく、本委員会の運営の在り方（特に幹事会及び所属人権行政推進会議）を再認識し、改善が必要な部分は見直す必要がある。
- ・ 各委員が自分自身の研鑽を積み、ベンチマーキングの範囲を広げることによって、気づきを得、それをしっかりと真摯に検討し、できるだけベストなチョイスをして対応していく。そういったことを基本として、どういう課題を設定して、どういう風に取り組んでいくか、次のテーマについては、そういうようなことを各委員のリーダーシップの下で、意識することが重要である。

(2) 今年度の取組

- ・ 委員から、昨年度の取組みや職員の意識の浸透が不十分であったことから、引き続き、同じテーマで取り組む必要があるとの意見が多数あった。
- ・ 委員会の運営の仕組みを見つめなおしたうえで、具体的なテーマ設定の議論を進めていく。また、大きなインターフェースとなっている部署はしっかりと感度を上げ、そこで得た気づきは局全体にフィードバックし、それぞれの部門で受け止められている運用が必要である。

水道局人権行政推進委員会設置要綱

(平成21年8月17日局長決)

(最近改正 令和6年3月29日総務課長決)

(設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育、啓発及び職員研修の取組みについて、各課、所及び場（以下「各課等」という。）相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、水道局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、局長をもって充てる。

3 副委員長は、理事をもって充てる。

4 委員は、総務部長、企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、工務部長、柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

(協議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2) 局における人権教育、啓発及び職員研修の取組みに関すること
- (3) 前2号に掲げる事項の他委員長が必要と認める事項に関すること

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が副委員長及び委員（以下「副委員長等」という。）を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員長、副委員長等以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第6条 委員会の円滑な運営に資するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事で組織する。

3 幹事は、各課長（担当課長を含む。）、場長及び所長（以下「課長等」という。）をもって充てる。

4 幹事会の会議は、委員長が幹事を招集して行う。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務局は、総務課に置く。

(所属人権行政推進会議)

第8条 各課等において委員会の協議事項に基づく人権行政推進のための取組みを行うため、各課等に所属人権行政推進会議を設置する。

2 所属人権行政推進会議は、設置する各課等の課長等、課長代理（担当課長代理を含む。）、副場長又は副所長（以下「課長代理等」という。）、担当係長、所属統括で組織する。

3 所属人権行政推進会議の会議は、各課長等が課長代理等、担当係長、所属統括を招集して行う。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年8月17日から施行する。

2 大阪市水道局人権啓発推進委員会設置要綱（平成11年4月1日局長決）及び大阪市水

道局の人権啓発推進に関する有識者委員会設置要綱（平成19年5月18日局長決）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。